

保護者 様

阿賀野市立分田小学校
校長 小林 哲朗

感染症による児童生徒の出席停止について

お子さんの病気は学校保健安全法に定められた感染症により出席停止となります。ご家庭においては医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、登校される際には、別紙「登校証明書」に医師から記入していただき、学校へ提出してください。

記

<学校感染症 第2種>

- | | | |
|--------------------------|-----|----------------------------------------------|
| インフルエンザ
(鳥インフルエンザを除く) | ... | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。 |
| 百日咳 | ... | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 |
| 麻疹 | ... | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | ... | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。 |
| 風疹 | ... | 発疹が消失するまで。 |
| 水痘 | ... | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| 咽頭結膜熱 | ... | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 |
| 結核及び
髄膜炎菌性髄膜炎 | ... | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 |

* 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

- <学校感染症 第3種> ... 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。

腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎
その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎など)